

利用権設定（新規契約）に係る事務日程表

令和5年12月作成

公益財団法人 宇都宮市農業公社

手続きの期間は、農業委員会などによる調査のために2～3ヶ月かかりますので、よろしくお願いいたします。

事務内容	期間		
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
(1)貸し手、借り手からの相談・受付 (貸し手、借り手の意向を確認)	● →		
(2)相談のあった農地の調査 (農業委員会や農業企画課に依頼) ・登記簿謄本照合(法務局) ・農地台帳照合(農業委員会) ・小作台帳照合(//) ・年金受給照合(//) ・納税猶予照合(//) ・水田台帳照合(農業企画課) ・認定農業者等照合(//)	● →		
(3)農用地利用集積計画の作成 (貸し手と借り手、公社の3者で作成)		●	
(4)農業委員会用の議案書作成		●	
(5)農業委員会審査			●
(6)農用地利用集積計画の公告			●
(7)申請人への通知 (農用地利用集積計画の送付) (計画の始期は、翌月1日付け)			●

【 調査事項 】

○利用権の設定には農業委員会の承認が必要ですので、次のような調査を実施します。

《利用権設定をしようとする農地について》

- ・ 農業委員会の農地台帳や市（農業企画課）の水田台帳に登録されているかどうか。
- ・ 小作権は付いていないかどうか。（付いている場合には、解約手続きが必要です）
- ・ 相続税や贈与税の納税猶予地ではないかどうか。

《貸し手について》

- ・ 農業者年金受給者ではないかどうか。

《借り手について》

- ・ 借り手が認定農業者かどうか。（認定農業者を主体に貸付を行っています）